

經濟論叢 每月一日發行
 第四十卷第五號 昭和十四年五月一日發行
 大正十四年六月二十一日第三種郵便物認可

京都市帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷(第五號)

昭和十四年五月

(禁轉載)

論叢

貨幣の非中立性……………文學博士 高田保馬
 日本の經濟力……………經濟學博士 柴田敬

時論

支那法幣の前途と中南支貿易……………經濟學博士 木村増太郎

研究

啓蒙時代に於ける支那研究とその現代的意義……………經濟學士 島恭彦
 農山漁村民の所得と租稅負擔……………經濟學士 田杉競
 ウェーバーの初期の研究……………經濟學士 出口勇藏
 ウイグセルに於ける貨幣論の構想とその發展……………經濟學士 服部新一

說苑

十四、五世紀に於けるイタリヤの簿記法……………經濟學士 岡本愛次
 統計的集團に於ける形式的同種性……………經濟學士 有田正三
 幕末上海貿易の一史料……………經濟學博士 本庄榮治郎

附錄

彙報
 外國雜誌論題

農山漁村民の所得と租税負擔

田 杉 競

一 序

地方財政の窮乏及び農山漁村民の過重負擔が指摘され、之に對する種々なる對策が論ぜられてより既に相當の年月を経た。昭和十年頃には内閣審議會においてこの問題が取り上げられ、中央地方を通ずる財政及び税制の根本的改革案が一度は第七十回帝國議會に提案されたのであつた。而してこの時は經濟界の不況が問題を前面に押し出したのである。然るにこの法案は成立を見ず、其の後支那事變の勃發となり、近代戰の特徴として多大の物資と資金とが必要とせられるため、今や國家財政は未曾有の緊張状態を呈するに至つた。地方財政の全般的改革が延期されるのも亦この意味で止むを得なかつたのである。而もこの事變によつて財政經濟事情に種々なる變動が豫想せられ、又經濟界の一部には好景氣の見舞つたところがあつたからでもある。かくて地方財政については單に應急的に臨時地方財政補給金等による減税の處置がとられたに止まる。

けれども時局は今や長期建設の段階に入り、銃後農山漁村の財政生活も之を放置するを許さない。中央地方を通ずる財政及び税制の根本的改革が實現されるのもこゝ一二年の間のことゝなつた。この度は事變が問題の解決を迫つたと言ふことが出來よう。

農山漁村民の租税負擔については、之を都市住民との比較において見るときその過重は極めて明かであるが、更に、前者に於ても小所得者、若くは中小所得階級に特に過重なる負擔が課せられてゐることを注意しなければならぬ。之、今昭和九年度乃至十二年度の農山漁村民の租税負擔を所得階級別に分析せんとする所以である。最近數年の税制の變化は主として國税の側にあり、國税負擔の増加も相當の額に上る。けれども地方財政は依然多少の膨脹を續け、町村税負擔にも増加が見られる。以下には問題を直接税に限り、町村税の方に重點を置いて研究を進めたい。

順序として、先づ直接國税と地方税とに分ち問題が後者にあることを明かにしたる後、所得階級別の負擔狀況を分析し、更にその最大項目たる戸數割に立入つて數ヶ村の實例を見ることとする。併せて臨時地方財政補給金の効果をも検討するであらう。

二 國税及び地方税の負擔

大阪稅務監督局管内について見るに、昭和九年度には郡部、即ち農山漁村の租税負擔は一戸當り五十九圓三十三錢、市部のそれは百二十一圓五十錢であつた。それが昭和十二年度には郡部七十四圓七十二錢、市部二百十七

第一表 直接税負擔額(大阪稅務監督局管内、一戸當、單位圓)

年 度	市 部				郡 部			
	直接國税	道府縣税	市町村税	合 計	直接國税	道府縣税	市町村税	合 計
昭和九	六・五〇	二四・七四	三三・五五	三三・五〇	一五・五三	一八・一八	二五・六一	五九・三三

1) 大阪稅務監督局、稅務統計書、昭和九年度及昭和十二年度。

10	71,000	35,700	35,700	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000	1,250,000
11	84,000	36,700	36,700	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000	1,400,000
12	145,000	33,600	33,600	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000	2,700,000

圓四十八錢に増加してゐる(第一表)。之で見れば都市の負擔の方が絶対額は常に大であるが、然し一方都市の經濟力の大きなることを考へれば、負擔は必ずしも都市に大なりとは云へない。否、國稅の負擔は道府縣稅及び市町村稅のそれに比して遙かに負擔能力に比例してゐることを根據として、國稅を一〇〇として直接國稅地方稅合計が幾何に上るかを見るに、昭和九年度において郡部三八二、市部一九七となる。即ち都市に於ては國稅と略同額の地方稅を負擔するに反し、農山漁村にては國稅の約三倍の地方稅を負擔してゐるわけである。又大雜把に見て同じ資力ある農村の納稅者は都市の納稅者の約二倍に當る租稅を負擔してゐることとなる。この點から見れば郡部の負擔が極めて重いこと、並びに彼等の負擔の大部分は地方稅にあることを知るのである。

大阪稅務監督局管内の郡部中には阪神間の如き富裕なる、從つて農村と稱し難い地域あるを以て、假りに全國について昭和十年度租稅負擔を見るに、²⁾郡部は直接國稅十二圓二十錢(一〇〇)、直接國稅地方稅合計五十三圓五十二錢(四三八)、市部は直接國稅六十九圓一錢(二〇〇)、直接國稅地方稅合計百三十圓二十四錢(一八八)となり、都市と農山漁村との負擔の不均衡を更に著しく示すのである。

次に昭和九年度より十二年度迄の負擔増大の内容を見るに、市部に於ても郡部に於ても、その主なる原因は國稅の増徴にある。殊に昭和十二年度の急激なる増加は全く之によるものである。昭和十二年度結城財政は臨時租稅増徴法其の他により平年度約四億圓の増稅を行ひ、賀屋財政では北支事件特別稅法(後に支那事變特別稅法)によ

2) 主稅局第六十三回統計年報書。
3) 昭和6,7,8年度頃は經濟界の不況により國稅が激減せるに反し、地方稅負擔の方が比較的僅かしか減退してゐない。

る約一億圓の増税を見、合計約五億圓の増税が行はれた。更に十三年度にも支那事變特別税法において約三億圓の増税を見た。かくて國税に於ては基本税法とこれらの税法との三階建で増税を實現したのであるが、この間に地方税は國税改正に伴ふ小改正があつたのみ、新税並びに増徴部分に對する附加税の賦課は原則として認められなかつた。然し他方、昭和十一年度より補給金による減税を實現した。昭和十一年度の臨時町村財政補給金は總額二千萬圓に過ぎなかつたが、十二年度には臨時地方財政補給金として總額一億圓が府縣及び市町村に交付され主として地方税輕減に充てられたのである。而してこの一億圓が國税増徴により賄はれたことは勿論である。補給金は財政窮乏せる町村に多く與へられるから、第一表において十二年度の負擔が市部に於て又郡部の國税において増加してゐるに拘らず、郡部の地方税のみ減少してゐるのは全くこの補給金によるものである。尙補給金は十三年度には更に一億三千萬圓に増額された。

かくして直接税負擔を概括的に見るとき、農山漁村民の負擔が都市住民に比して重いことは明かであるが、最近においてその主原因たる地方税負擔が殆ど増加せず、却つて僅か乍ら減じたことは注目し得る點である。然し乍らこの程度では農山漁村民の租税負擔の輕減、若くは都市住民との均衡といふには甚だ遠い。次には更に立入つて所得階級別に觀察を行つて見よう。

三 農山村の所得階級別負擔

所得階級別租税負擔に關する資料として茲に利用せんとするものは、内務省地方局が昭和十年全國約四百ヶ村

について行ひたる標準的農山漁村財政調査の調査票である。即ち各府縣において標準的と認められる農村、養蠶村、山村及び漁村を夫々三ヶ村選び、相當詳細なる調査を行つた際の記録であつて、昭和九年度の數字を示してゐるが、之によつて所得の分配状況と所得階級別租稅負擔の状況を知ることが出来る。

我國に於て國民所得の分配に關する資料は極めて少い。第三種所得稅を負擔せる所得については所得稅統計を利用することが出来るが、免稅點以下のものについてはこの資料による外に殆ど途がない。今その中標準的農村一〇三及び標準的山村一〇〇について内務省が集計し、平均一農村及び一山村の諸項目を算出發表したるものがあるから、先づ之によつて全國の概況を見ることとする。注意すべきは、茲にいふ所得とは戶數割賦課の際において資力算定標準とせられた所得であり、之によつて所得階級別人員を計算してゐる。戶數割算定が今なほ精密なる調査によつて行はれてゐない村が屢々あることから、この資料の信頼度にも限界があるわけである。

第二表 標準的農山村所得階級別納稅人員(昭和九年度)

年 所 得	農 村	山 村
百五十圓以下	三七八	三一六
三百圓以下	一三七	一二五
五百圓以下	八〇	六三
八百圓以下	四〇	二八
千二百圓以下	一七	九
千五百圓以下	五	二
二千圓以下	五	一
二千圓を越ゆるもの	五	二

4) 農村及山村の財政狀況調査概要(昭和十年十月、内務省地方局)(三好重夫、地方財政及稅制の改革、附録による)。

合 計

六六七

五四六

第二表によつて所得階級の構成を見れば年所得百五十圓以下の小所得者が全村の過半數を占めてゐる。唯農村は山村に比し大所得者が多い。個々の調査票を見れば農村にあつては最頻値が百五十圓以下の階級に出ずして、五百圓以下の階級に現れるものも屢々ある。何れにしても五百圓以下の三階級にて殆ど常に納税人員の大半を包含することとなる。

さてこれら中小所得者の租税負擔は如何になつてゐるであらうか。先づ直接國税、道府縣税、町村税の三つに分つて見ると第三表の如くである。⁵⁾

第三表 標準的農山村租税負擔額(昭和九年度、單位圓)

	農 村		合 計		同一人當
	直接國税	道府縣税	町村税	合 計	
百五十圓以下	五九	二、八〇二	三、五五	七、〇四六	一八・六四
三百圓以下	四七	一、八九八	二、七七八	五、〇六三	三六・五五
五百圓以下	七九	一、八四五	三、〇〇三	五、五五七	六九・四六
八百圓以下	七三	一、五五〇	二、七三三	四、六四六	一六・一五
千二百圓以下	七四	一、〇〇四	一、四四五	三、〇三二	一七・六四
千五百圓以下	三八	五五	七三	一、五五五	三二・〇〇
二千圓以下	四二	四〇	八二	一、七四三	三四・六〇
二千圓を越ゆるもの	一、六一	一、三六五	一、九二	四、六八七	九七・〇〇
	山	村			
百五十圓以下	二五	一、七四	三、二八一	五、三三〇	一六・八七
三百圓以下	二八	一、三三八	二、七七七	四、一三三	三三・三〇

5) 前掲資料。

五百圓以下	二八〇	九七五	二、二五五	三、五〇九	五、六〇九
八百圓以下	三〇一	六九二	一、六三三	二、六二五	九、三三九
千二百圓以下	二六二	三六五	八五一	一、四八八	一、五・三三
千五百圓以下	二四四	二二一	三七七	五三三	二九一・五〇
二千圓以下	六五	一〇〇	二九四	四六九	四六九・〇〇
二千圓を超えるもの	二五八	二七二	六四四	一、二二四	六〇三・〇〇

之によつて先づ明かなことは地方税、特に村税負擔の著しく大なる點である。何れの階級にあつても全負擔の半ばは町村税であり、之について道府縣税である。國税は大所得者に於て初めて多くなつてゐる。前述の如く國税負擔は比較的に能力に應じたものと見られるから、國税一〇〇に對する國税地方税負擔合計を見れば、最低の百五十圓以下の階級に於て農村一一七六、山村一八七〇、又三百圓以下の階級にては農村一〇三九、山村一九〇九となる。即ち小所得者は國税の十倍乃至二十倍の地方税を負擔し、彼等の負擔過重は全く地方税に基くもの以外ならぬのである。

第二に農村及び山村の何れに於ても、その一人當り負擔額を所得に比較するに、所得の極めて大なる部分が之に奪はれるのに寧ろ驚かざるを得ない。百五十圓以下の階級にて約十八圓を負擔するから平均五六十圓の所得と見ればその三割に達し、平均四十圓の所得と見れば四割に及ぶ。三百圓以下の階級の平均所得を二百圓と見れば三十六圓の負擔は二割に近く、それ以上の階級では二割弱である。この資料にては所得を實際より低く見てゐる傾向があるから千二百圓以下の階級が第三種所得税免稅點前後の所得者であるが、それらが約百八十圓の直接税を負擔してゐるといふ事は都市生活者には殆ど想像し難い程である。

更に小所得階級の人員多きこと、並びにそれらの人々の負擔決して輕からざることより、小所得階級が全村租税額に於て占むる割合は相當に高いものである。即ち千二百圓以下の諸階級は全村直接國税額の約六割（農村）乃至七割五分（山村）を負擔し、道府縣税及び町村税の約八割（農村）乃至九割（山村）に及ぶのである。まことに中小所得者の負擔重からざるを得ない所以である。

以上に於ては直接國税、道府縣税及び町村税の三つに分ち觀察したが、更に各税の内容に立入つて分析するならば、小所得階級の負擔の過重が如何なる税に因るかを知らることが出来る。農山村共に、道府縣税中の家屋税及び雜種税、又町村税中にては家屋税附加税、雜種税附加税及び戸數割がその主なるものである。例へば農村に於いて百五十圓以下の階級にては家屋税と雜種税とにて一六一八圓、即ち府縣税の五割六分、三百圓以下の階級にては一八八三圓にて四割六分を占めてゐる。又町村税家屋税附加税及び雜種税附加税は百五十圓以下の階級にて一一三圓、即ち町村税の約三割を占め、三百圓以下の階級にては五六四圓にて約二割を占めてゐる。より上層の階級に於てはこれらの税の占むる割合は小となつてゐる。最後に戸數割負擔に至つては各所得階級にて町村税の五割乃至七割五分の大なる部分を占め、農山村民負擔の過重の最大原因である。（第四表）⁶⁾

第四表 標準的農山村税目別租税負擔額（昭和九年度、單位圓）

所得階級	直接國税		道府縣税		町村税								
	地租	所得税其他	家屋税	雜種税其他	戸數割	家屋税附加税	雜種税附加税	其他					
百五十圓以下	五九	—	—	—	一、〇七	六三〇	九六	三七	五六	一七三	二七	六六	二二
	農		村										

6) 前掲資料による。

三百圓以下	四七	—	—	八七	五七	四六	一八	五三	一、四三	一九	三三	三三
五百圓以下	七〇	—	—	一、〇七	三九	三〇	一九	六四	一、七九	一五	三三	一一
八百圓以下	六五	—	五	九七	二四	二七	一九	六五	一、八四	一四	一五	六
千二百圓以下	四七	六	七	六〇	一四	一九	九四	三六	八九	六	九	四
千五百圓以下	二〇七	六	四	二九〇	六	五	九	一九	四三〇	三	八	三
二千圓以下	二七一	九	三	三九	九	九	九	二〇七	四九四	七	四〇	三
二千圓を越ゆるもの	五六	七	七	八七	一七	七五	三六	四八	一、三四	七〇	五	六

山 村

百五十圓以下	二六	—	—	七四	四七	四七	一〇六	三三	二、七六	三七	三三	三三
三百圓以下	三八	—	—	五二	二四	二七	七	二六	一、九七	一四	三二	三二
五百圓以下	二八〇	—	—	五四	三三	一九	六〇	二六	一、六〇	一四	一六	一〇
八百圓以下	二四	—	—	三三	二五	二七	七	二八	一、三三	三〇	二〇	一五
千二百圓以下	二六	六	五	一九	六	六	五	五	六〇	三	七	六
千五百圓以下	五〇	三	三	六九	二	一九	三	三	三三	二	七	二
二千圓以下	四	九	三	五	四	三	三	四〇	三三	七	三	三
二千圓を越ゆるもの	二	三	四	一七	三	二五	七	五	五〇	七	三	四

かくして農山村の租税負擔過重の原因、特に小所得者の負擔過重の原因が府縣稅家屋稅、雜種稅、町村稅戶數割、家屋稅附加稅及び雜種稅附加稅にあることを知つた。勿論農村の土地負擔も亦決して少くないのみならず、經濟界の變動、所得の變化に應じて増減され難い。かゝる實情は最近識者並びに當局者の注意を惹き、部分的乍ら負擔輕減の途が講ぜられてゐる。土地負擔については昭和十三年度に土地賃賃價格の改訂が行はれて相當の輕減となつた。雜種稅及び家屋稅は臨時地方財政補給金によつて幾分か廢減稅が行はれ、ひいてそれらの附加稅も

輕減せられた。然し何といつても臨時地方財政補給金の主要目標は地方税負擔中の最大項目たる戸數割の輕減に外ならない。次に戸數割負擔について所得階級別の分布とその最近における輕減狀況とを見たいのである。

四 戸數割の負擔とその輕減

戸數割は所得と資産狀況とより見たる總資力を標準とする市町村税であり、地方團體が他の租税を以て支辨し得ざる經費の變動に際しても、之に應じて比較的容易に増徴し得る。他の租税及び税外收入を以て支辨し得るときは歳入の缺陷は(市町村債は別として)戸數割にて市町村民がその負擔に任ずることとなる。而して所謂負擔分任は自治の精神にかなふものと言はれるのである。然し乍ら一般に地方行政事務の劃一化より來る歳出の膨脹に對應して地方税收入は増さない。補助金收入も期待出來ない場合には戸數割負擔の増高なる趨勢を招いたことは當然であり、之が今日大都市を除く一般市町村財政の實情である。

假令當該市町村に豊かなる經濟力、従つて課税力なくとも經費が膨脹する結果として戸數割は高からざるを得ない。しかも周知の如く都市と農村との間に經濟力の懸隔大となれるのみならず、最小行政區劃たる町村相互の間にも經濟力の差はかなり甚しいものがある。例へば近畿地方における標準的農山漁村の平均所得階級別戸數においても相當の差を見出すのである。⁷⁾

第五表 近畿地方標準的農山漁村の所得階級別納税戸數(昭和九年度)

所得階級	農村	養蠶村	山村	漁村
百五十圓以下	二六三	二〇九	一五七	二二七

7) 前掲調査原票により作成。

所得階級	(5) 黒田村(山)			(8) 伊根村(漁)		
	昭和九年度	昭和十三年度	輕減後	昭和九年度	昭和十二年支	輕減後
	戸數	戸數	戸數	戸數	戸數	戸數
百五十圓以下	八	九	六	二〇	一五	一五
三百圓以下	一三	一〇	七	七	七	七
五百圓以下	七	四	一	一	一	一
八百圓以下	八	一七	八	八	七	七
千二百圓以下	一	三	三	一	二	二
千五百圓以下	一	一	一	一	一	一
二千圓以下	一	一	一	一	一	一
二千圓を超ゆるもの	一	一	一	一	一	一
合計	二四〇	二二六	二二〇	二七	二四	二四

この第六表によつて臨時地方財政補給金による輕減以前について見れば、第七表上段の如き高率の負擔狀況となる。

第七表 戸數割負擔一戸當額最高最低比較(上段補給金による輕減以前、下段輕減後の負擔額)

所得階級	最高		最低	
	昭和九年度	昭和十三年度	昭和九年度	昭和十二年支
百五十圓以下	一四・二四	四・六七	一七・三三	二・二四
三百圓以下	三五・七三	一・一六	一七・六六	五・四〇
五百圓以下	六・八五	二〇・三四	三〇・九一	一〇・三四
八百圓以下	八・九七	三・三三	四・八六	二六・〇一
千二百圓以下	一三・六三	四・七・五	六・八三	二四・七七

農山漁村民の所得と租税負擔

第四十八卷

八一九

第五號

九一

8) 前掲調査原票及び各村戸數割賦課額表より作成。

千五百圓以下	一七・八	六・二四	四・五	三・三一
二千圓以下	三五・九	七四・四	一五・六	六・五
二千圓を越ゆるもの	三三・四	一七・五	一〇・七	六・七

大體の程度は前掲全國平均と大差なく、直接國税地方税負擔合計が所得の二三割に當つてゐる中、戸數割のみで所得の一割前後が課徴されるわけである。而も昭和九年度よりも後年度の方が概ね高く、補給金による輕減なしとすれば戸數割は依然として益々高率となるばかりである。

第二に村によつてその負擔に極めて大なる差異あることが明かである。即ち同一所得階級に屬してゐ乍ら、高率なる村と低率なる村とでは二倍から三倍の開きがある。一例をあげれば、昭和十二年度の吉美村の負擔に比すれば、十三年度の黒田村の負擔は各所得階級とも約三倍に當る。而してその原因の一は戸數割の高率、即ち同じ場合に全村一戸當額は前者において二十三圓七十二錢なるに後者四十二圓三錢と約二倍になつてゐることにある。又所得の見積りに緩嚴の差あることも影響してゐるであらう。けれども所得階級の構成に大なる原因があることも見逃すことが出来ない。吉美村にては千二百圓以上の所得階級が十五戸（十二年度）、黒田村にては僅か一戸乃至二戸である。同じく全村一戸當り額が二十餘圓の村であつても大所得階級の僅少なる與謝村、波多野村、黒田村（九年度）及び伊根村は然らざる吉美村及び江川村に比して一般に負擔が重い。しかも小所得者の負擔過重の原因は主として之に依るものと言ふことが出来る。若し又小所得者の負擔に考慮を拂ふならば中所得者の負擔が重くならざるを得ない。蓋し大所得者に特に重き負擔を課するときは彼等の離村をおそれねばならないからである。

以上は各年度當初豫算による戸數割負擔狀況を比較したのであるが、事實上は昭和十一年度より臨時町村財政

補給金及び臨時地方財政補給金によつてこれに相當の輕減が行はれてゐる。補給金の最も大なる目標は戸數割負擔の輕減にあつたのであるから、次にはそれが如何なる程度の効果をあげたかを検討する要がある。昭和十一年度には補給金は少額であつたから與謝村も江川村も之による戸數割の輕減はなかつたが、十二年度及び十三年度には可成りの額に上り、上掲諸村において戸數割の四五%乃至六三%、即ち凡そ半額を輕減し得たのである。從つて第七表下段に見る如く、輕減後は百五十圓以下の階級は一戸當平均二圓二十四錢乃至七圓十二錢となり、三百圓以下の階級は五圓四十錢乃至十七圓八十六錢といふ程度となつた。半減したから、所得に對して凡そ五分程度の負擔となつたわけである。此の輕減は農山漁村民にとつては誠に喜ぶべきことであつて、事變下銃後對策としても大なる意義をもつてゐる。けれども尙補給金が概ね機械的標準によつて配分され、又輕減が各納稅者に對し全く同一率でなされる結果として所得階級構成の相異に基く負擔の不均衡及び中小階級の相對的過重負擔は依然として改まらない。勿論根本的には、この補給金が一面的に負擔の輕減のみを目的とし、地方財政の改善充實を考へてゐないことに基くが、結局戸數割課稅の缺點はその主なる部分に於て改善されてゐないのである。

然し乍ら昭和九年度以後の町村の地方稅負擔が十二年度において始めて減少に轉じたことだけは臨時地方財政補給金の効果たること明かである。

五 結 論

農山漁村における租稅負擔を所得との關聯において觀察すれば大略上述の如くである。その資料の關係上、全

國町村について調査することが出来なかつたけれども、之によつて明かとなつたことは少くとも次の諸點である。

第一に地域的に見て都市と農山漁村とを比較して農山漁村の負擔が大なることは極めて明瞭であるが、その大なる部分が地方税負擔であり、時間的に見れば昭和十一年度以後の負擔増加は主として國税の増徴によるものであり、従つて農山漁村においてはその負擔比較的増加せず、殊に土地賃貸價格の改訂及び臨時地方財政補給金による地方税の輕減によつてむしろ減少に轉じた。

第二に地方税負擔は之を所得階級別に見るとき尙過重なりとの感を深くする。農山漁村においては年收百五十圓若くは三百圓以下の小所得者が過半數を占めてゐるから、過重なる負擔は大所得者のみならず、むしろ多く小所得者に及ばざるを得ない。都市にては主として第三種所得税の納税者が累進税を課せられてゐるに反し、農山漁村においては第三種所得税免稅點より遙か下層の多數の小所得者が殆ど比例税的な高率の租税を負擔してゐる。負擔を所得に比較すればその二、三割に達する。

第三に村税負擔の過半を占むる戸數割について見るに、凡そ所得の一割にも相當し過重負擔の最大原因たると共に、それは村により大なる差異がある。之、村の單位小にして産業的構成に、又所得階級の構成に大なる差異あることに因るところが多い。昭和十二年度よりは臨時地方財政補給金の配分によつてその負擔は殆ど半減せられたけれども、尙村相互間の不均衡は依然としてかなり甚しいものがある。

かくして地方税負擔の過重は補給金によつて幾分か減じたけれども、我々は更に視野を廣めて租税以外の公課負擔にも一瞥を與へ、農山漁村民の負擔全體を見なければならぬ。前記標準的農山漁村の財政調査は昭和九年度

の数字につきこれら公課負擔を調査した。第八表が全國平均を示す。⁹⁾

第八表 標準的農山村公課其他稅外負擔(昭和九年度)

團體別	農 村		山 村	
	團體員	金額 同一人當	團體員	金額 同一人當
在郷軍人會	毛	四円	毛	四円
部落協議費	五五	三、八四四	二七四	一、六三〇
水利組合	二九三	一、四七四	二八	二四六
町村農會	八〇三	一、六二八	五五〇	八七
耕地整理組合	五六	一、二九七	一四	一、五八
農事實行組合	五二	一、二五	一三	一三
神社費	二六	七	四	八六
養蠶實行組合	三	四	三	六
消防組	二七	一七	一四	一六
青年團	九	四〇	四	三
女子青年團	三六	一一	二	五
畜産組合	元	三	四	二九
養鶏組合	三	三	一	一
森林組合	一	一	七	四
自治會	三三	五	一	一
其他	五二	六五	五三	八三
合 計	二、三三	九、二六六	一、六三	五、四三六

全國標準的農村平均においては部落協議費の三八四四圓を始めとし、農會費、水利組合費、耕地整理組合費其

農山漁村民の所得と租稅負擔

第四十八卷

八二三

第五號

九五

9) 前掲資料。

他、合計九二六六圓、即ち團體員一人當り四十七圓五十一錢に達し、全國標準的山村平均においては部落協議費の一六二〇圓を始めとし、合計五四五六圓、即ち團體員一人當り百五十圓七十八錢にも上る。之を租税負擔と比較すれば、農村において全村一戸當租税負擔の五十二圓二十四錢に對し、これら負擔が十四圓五十二錢となり、山村において租税負擔の四十一圓四十一錢に對し十圓一錢となる。即ち凡そその三割弱に當つてゐるのである。而して之を其の後の年度について見るに、最多額を占むる部落協議費は稍増加の傾向にある。戸數割負擔の増大を抑制せんとする當局の方針が屢々税外負擔たる部落協議費に問題を轉ずることとなつてゐるのである。又支那事變によつて銃後施設に要する經費が増加し、屢々町村税の二割程度に達してゐる例を見る。かくて税外負擔は寧ろ増加を續けてゐると見なければならぬ。

幸ひにして昭和十年頃より農山漁村の經濟狀態は都市の好況の影響をうけて稍改善され、従つて農家總所得も増加に轉じた（農林省、農家經營調査）。勿論事變勃發後は著しき變化が各方面に現れてゐる。銃後農山漁村を實地調査してみると、その精神的緊張がかゝる租税及び税外負擔の過重をまなほ負擔し能はしめてゐるのを感じるが、さればとて地方財政の改革は決して長く放置し得る問題でないことは明かであらう。否、むしろ此の際農山漁村民の生活を安定せしめてこそ長期建設の基礎が出来るのである。